

土地改良法（昭和24年法律第195号）第95条第3項において準用する同法第10条第1項の規定により、次の表の左欄に掲げる事業主体が当該右欄に掲げる土地改良事業を行うことについて平成19年12月19日認可した。

平成19年12月28日

香川県知事 真鍋武紀

| 事業主体 | 土地改良事業名 |
|------------|------------------------------|
| 寺の川地区共同施行 | 単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）寺の川地区 |
| 宮西地区共同施行 | 単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）宮西地区 |
| 合三木又地区共同施行 | 単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）合三木又地区 |
| 旭東地区共同施行 | 単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）旭東地区 |
| 五毛地区共同施行 | 単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）五毛地区 |